

韓国「低炭素グリーン成長基本法」— 経済と環境が調和した発展に向けて

諸橋 邦彦・遠藤 真弘

【目次】

I 「低炭素グリーン成長」をめぐる諸政策

- 1 グリーン成長国家戦略と5か年計画
- 2 グリーン・ニューディール推進方策
- 3 温室効果ガス削減中期目標の設定
- 4 第1次国家エネルギー基本計画

II 「低炭素グリーン成長基本法」の概要

- 1 制定までの経緯
- 2 全体構成
- 3 概要

翻訳：低炭素グリーン成長基本法

I 「低炭素グリーン成長」をめぐる諸政策

2010年1月、韓国では「低炭素グリーン成長」を実現するため、「低炭素グリーン成長基本法」(法律第9931号)が制定された。

「低炭素グリーン成長」は、李明博大統領による2008年8月15日の建国60周年演説において、新たな国家ビジョンとして示されたものである。「グリーン成長」について李大統領は、「温室効果ガスと環境汚染を減らす持続可能な成長」であるとし、グリーン技術とクリーン・エネルギーにより、新たな成長力と雇用を創出する新しい国家発展のパラダイムである、と位置づけている^(注1)。

同法のほか、韓国では「低炭素グリーン成長」の実現を目指す様々な政策が打ち出されている。本章ではまず、同法の検討と同時期に発表された重要な政策を整理して、同法の内容をより深く理解する助けとしたい。

1 グリーン成長国家戦略と5か年計画

2009年1月5日、大統領直属の「グリーン成長委員会」の設置等に関する大統領令が公布さ

れた。同委員会は、李大統領が掲げた「低炭素グリーン成長」を国家プロジェクトとして実施するための機関で、第1回会議は2月16日に開かれて^(注2)いる。

同年7月6日、グリーン成長国家戦略(以下、「国家戦略」とする。)と5か年行動計画(2009-2013)が、グリーン成長委員会での議論を経て取りまとめられた^(注3)。

国家戦略は、中長期にわたる「グリーン成長」ビジョン実現に向けた3つの目標と10の政策指針を示した。3つの目標とは、①気候変動の緩和及びエネルギーの自立、②経済成長に向けた新たなエンジンの創出、③生活の質の改善及び国際的地位の向上であり、これらの下に10の政策指針が位置づけられている^(注4)。

5か年行動計画は、国家戦略を実践に移す最初の5年間についての具体的な政策内容を示したものである。同計画は、世界トップレベルのグリーン産業国家の実現に向けて、2009年から2013年までの5年間でGDPの約2%に相当する107兆ウォン(約8.3兆円)をグリーン成長のために拠出し、182兆-206兆ウォン(約14.1兆-15.9兆円)に相当する生産額と156万-181万人の新規雇用の創出を目指すことを掲げた。また、個別の政策分野について、具体的な数値目標をいくつか明示している。例えば、新エネルギー及び再生可能エネルギーの供給割合を、2009年の2.7%から2013年に3.78%、2020年には6.08%まで増やすとしている^(注5)。

2 グリーン・ニューディール推進方策

国家戦略とは別に、韓国政府は2009年1月、雇用を創出するニューディール政策と潜在成長力を高めるグリーン成長政策を同時に実現するためのグリーン・ニューディール推進方策を発

表している。^(注8)これは2012年までの4年間で約50兆ウォン(約3.9兆円)を拠出し、約96万人の新規雇用を創出する計画で、9項目の核心事業と27項目の連携事業からなる。^(注9)

3 温室効果ガス削減中期目標の設定

上記の5か年行動計画は、CO₂削減にも言及しているが、CO₂削減に関する具体的な目標値は示されていない。

策定翌月の2009年8月、韓国政府は、CO₂削減目標の具体的な選択肢として3つの案を提示^(注10)した。2020年の排出量を、現状のまま何も対策をしない場合(Business As Usual : BAU)と比べてそれぞれ21%、27%、30%削減するもので、2005年比ではそれぞれ8%増、増減無し、4%減となる。11月17日、韓国政府は、3つの案の中で最も厳しい「2020年にBAU比30%減(2005年比4%減)」を最終的に選択した。^(注11)

なお、韓国政府は、国内排出量取引制度を2011年から暫定実施、2012年から全面实施することを表明している。^(注12)

4 第1次国家エネルギー基本計画

2008年8月27日、「グリーン成長」のコンセプトを国家レベルのエネルギー政策で具体化することを旨とする、第1次国家エネルギー基本計画^(注13)(2008-2030)が国家エネルギー委員会で了承された。同計画は、韓国における石油等化石エネルギーの割合を82%(2006年)から61%(2030年)まで減らし、新エネルギー及び再生可能エネルギーの割合を2.2%(2006年)から11%(2030年)まで伸ばす等の目標を掲げている。

II 「低炭素グリーン成長基本法」の概要

1 制定までの経緯

李大統領が演説で「低炭素グリーン成長」の国家ビジョンを示した翌月(2008年9月)、韓国

政府は「低炭素グリーン成長」に係る法案の検討^(注14)について発表した。2009年1月には、政府の低炭素グリーン成長基本法案が立法予告(行政手続法に基づき法案への意見を募集する制度)^(注15)された。

同年2月25日に同法案は閣議決定され、^(注16)韓国国会に提出、国会での審議を経て、12月29日に本会議で可決された。^(注17)翌年(2010年)1月13日には、同法の公布案に大統領が署名し、同日、「低炭素グリーン成長基本法」として制定された。同法の施行日は、2010年4月14日である。

2 全体構成

同法は、下表のように7章64か条から構成される。第1章では、同法が他の法律に優先すると規定し、上位に位置づけられることを示した。第2章と第3章は、低炭素グリーン成長に向けた国家レベルの戦略の策定や体制の整備について定めた。また、第4章は、環境配慮と経済成長の両立について、第5章は、気候変動対策とエネルギー対策への一体的な対応について、第6章は、持続可能な発展に向けた環境に配慮した国民生活の実現について、それぞれ定めている。

第1章	総則
第2章	低炭素グリーン成長国家戦略
第3章	グリーン成長委員会等
第4章	低炭素グリーン成長の推進
第5章	低炭素社会の実現
第6章	グリーン生活及び持続可能な発展の実現
第7章	補則
	附則

3 概要

同法の概要は、以下のとおりである。

第1章 総則

同法は経済及び環境の調和のとれた発展のために低炭素グリーン成長に必要な基盤をつくること等を目的とした基本法である(第1条)。

低炭素グリーン成長に関しては、同法が他の法律に優先して適用され、また、関連する他の法律を制定・改正する場合は、同法の目的及び基本原則に従う(第8条)。

第2章 低炭素グリーン成長国家戦略

政府は、グリーン成長委員会や閣僚会議の審議を経て、政策目標、推進戦略、重点促進事業等を定めた「グリーン成長国家戦略」を策定し、施行する(第9条)。

第3章 グリーン成長委員会等

政府は、大統領直属の「グリーン成長委員会」を設置する。同委員会は、国務総理及び有識者の計2名を共同委員長とする。委員は、企画財政部長官、教育科学技術部長官、知識経済部長官、環境部長官、国土海洋部長官等、及び大統領が委嘱する有識者等から構成され、共同委員長を含め50名以内とする(第14条)。

第4章 低炭素グリーン成長の推進

政府は、グリーン経済や、潜在的に成長力の大きい新たなグリーン産業を育成・支援し、既存産業のグリーン産業構造への段階的な転換等を促す。また、グリーン技術及びグリーン産業に関連する雇用を創出し、拡大する(第22-23条、第35条)。

政府は、資源を効率的に利用し、廃棄物を削減する資源循環産業を育成し、支援するため、資源循環の促進及び資源生産性の向上等を含む多様な施策を用意する(第24条)。

グリーン技術やグリーン産業に関連する事業又は企業に投資し、その収益を投資家に分配する目的を持つグリーン産業投資会社を設立する

ことができる。政府は、同社への公共機関による出資を支援することができる(第29条)。

政府は、エネルギー利用効率が低い、汚染物質を排出する、温室効果ガスを排出する、といった物品・サービスを減らし、環境と調和した物品・サービスを促進する方向で国の税制を運営する(第30条)。

第5章 低炭素社会の実現

政府は、グリーン成長委員会及び閣僚会議の審議を経て、温室効果ガスの中長期削減目標や部門別・段階別の対策等を定めた「気候変動対応基本計画」、及びエネルギー需給の管理や安定供給等について定めた「エネルギー基本計画」を策定し、施行する(第38-41条)。

政府は、温室効果ガスの削減、省エネルギー、エネルギー自立、エネルギー利用効率並びに新エネルギー及び再生可能エネルギーの普及について、中長期及び段階別目標を定める。その目標を達成するため、政府は温室効果ガス大量排出者等の行動を促すとともに、必要があれば財政、税制、経営及び技術支援等を行う(第42-43条)。

一定以上の温室効果ガス排出企業及びエネルギー消費企業は、温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量を政府に報告する。政府は、温室効果ガス総合情報管理システムを構築し、運用する(第44-45条)。

政府は、温室効果ガスの排出量取引制度(キャップ・アンド・トレード^(注18)方式を含む。)を運営することができる。排出許容量の割当方法、登録及び管理方法等については別途の法律に定める(第46条)。

第6章 グリーン生活及び持続可能な発展の実現

政府は、持続可能な発展の現況や将来ビジョン等を定めた「持続可能な発展に関する基本計画」を策定し、施行する。また、国民のグリー

ン生活を実現するため、グリーン国土、水管理、低炭素交通システム、グリーン建築物等の施策を実施する(第49-59条)。

注

* インターネット情報は、すべて2010年2月1日現在である。

- (1) 駐日大韓民国大使館「第63周年光復節(独立記念日)及び大韓民国建国60周年の李明博大統領祝辞②」2008.8.15. <http://korea.or.jp/topnews_view_d.asp?seq=3465>
- (2) Presidential Commission on Green Growth Republic of Korea, *History of Presidential Commission on Green Growth*. <http://www.green-growth.go.kr/english/en_about/en_introduction/introduction.cms>
- (3) Presidential Commission on Green Growth Republic of Korea, *4th meeting of the Green Growth Korea*. <http://www.greengrowth.go.kr/english/en_information/en_news/en_commission/userBbs/bbsView.do>
- (4) Presidential Commission on Green Growth Republic of Korea, *Road to Our Future: Green Growth, National Strategy and the Five-Year Plan (2009-2013)*, p.9. <http://www.greengrowth.go.kr/download.do?fid=bbs&bbs_cd_n=37&bbs_seq_n=5&order_no_n=1>
- (5) *ibid.*, pp.22-23.
- (6) 「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、利用及び普及促進法」(2004年12月31日制定 法律第7284号)は、「新エネルギー及び再生可能エネルギー」について、「既存の化石燃料を変換させて利用し、又は太陽光、水、地熱、河川、生物有機体等を含む再生可能なエネルギーを変換させて利用するエネルギー」(第2条)と定義している。詳細は、白井京「韓国における再生可能エネルギーに関する立法動向」『外国の立法』225号, 2005.8 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/225/022508.pdf>>を参照。
- (7) Presidential Commission on Green Growth Republic of Korea, *op.cit.* (4), p.12. なお、2030年の目標値は、2008年8月の第1次国家エネルギー基本計画(後掲)

に定められている。

- (8) 駐日大韓民国大使館「韓首相「グリーン・ニューディール、雇用創出、グリーン成長を同時に実現する」」2009.1.7. <http://korea.or.jp/topnews_view_b.asp?seq=3703>
- (9) グリーン・ニューディール推進方策の詳細は、諸橋邦彦「諸外国の「グリーン・ニューディール」-環境による産業・雇用の創出-」『調査と情報-Issue Brief-』641号, 2009.4.9, pp.8-9 <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0641.pdf>>を参照。
- (10) Presidential Commission on Green Growth Republic of Korea, *Greenhouse Gas Reduction Target*. <http://www.greengrowth.go.kr/english/en_subpolicy/en_greenhouse/en_greenhouse.cms>
- (11) *ibid.*
- (12) Kim Hee-sung, *Gov't unveils plan to be among the top green nations*, 2009.7.7. <http://www.korea.net/News/News/NewsView.asp?serial_no=20090707005>
- (13) 韓国政府国務総理室ほか『제1차 국가에너지 기본 계획 2008-2030』(第1次国家エネルギー基本計画 2008-2030) 2008.8.27, pp.44-49. <http://www.mke.go.kr/common/jsp/fileDownload.jsp?fileName=%B1%B9%B0%A1%BF%A1%B3%CA%1%F6%B1%E2%BA%BB%B0E8%C8%B9%282008-2030%29.pdf&filePath=P_04_04_01/573_1.pdf&seq=573&boardId=P_04_04_01> 同計画は、エネルギーに関する20年単位の長期計画として韓国初のものである。韓国ではこれとは別に、1997年に第1次国家エネルギー基本計画、2002年に第2次国家エネルギー基本計画がそれぞれ制定されているが、これらは策定後10年間のエネルギー関連政策の方向性を示すものである。詳細は、パシフィックコンサルタンツ環境部『主要排出国の気候変動政策に関する調査報告書』2009.3, p.212, 韓国政府知識經濟部「国家エネルギー基本計画」を策定」2008.8.28 <http://www.mke.go.kr/language/jap/news/news_view.jsp?seq=754&srchType=1&srchWord=&tableNm=J_01_01&pageNo=14>などを参照。

- (14) Chung Myung-je, *'Low-carbon, green-growth' bill to be introduced*, 2008.9.1. <http://www.korea.net/News/News/newsView.asp?serial_no=20080829021&part=101&SearchDay=&page=1&source=Prime%20Ministers%20Office>
- (15) 白井京「【韓国】李明博大統領のグリーン・ニューディール」『外国の立法』238-2号, 2009.2, p.19. <<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/legis/23802/02380209.pdf>>
- (16) James Ro, *Gov't approves green growth bill*, 2009.2.26. <http://www.korea.net/News/News/NewsView.asp?serial_no=20090226003>
- (17) 「韓国で温暖化対策法成立 来年4月施行、成長政策も」『共同通信』2009.12.29.
- (18) CO₂などの削減義務を有する排出者が排出許容量(排出上限、キャップ)を超えてCO₂などを排出した場合に、排出許容量未満に排出を抑えることができた排出者から、その余裕枠を購入し、超過分の埋め合わせとする制度である。
- (もろはしくにひこ・農林環境課)
(えんどう まさひろ・農林環境課)

低炭素グリーン成長基本法

저탄소 녹색성장 기본법

(2010年1月13日制定 2010年4月14日施行 法律第9931号)

白井 京訳

【目次】

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 低炭素グリーン成長推進の基本原則
- 第4条 国の責務
- 第5条 地方自治体の責務
- 第6条 事業者の責務
- 第7条 国民の責務
- 第8条 他の法律との関係

第2章 低炭素グリーン成長国家戦略

- 第9条 低炭素グリーン成長国家戦略
- 第10条 中央行政機関の推進計画策定及び施行
- 第11条 地方自治体の推進計画策定及び施行
- 第12条 推進状況点検及び評価
- 第13条 政策に関する意見提示

第3章 グリーン成長委員会等

- 第14条 グリーン成長委員会の構成及び運営
- 第15条 委員会の機能
- 第16条 会議
- 第17条 分科委員会
- 第18条 グリーン成長企画団
- 第19条 公務員等の派遣要請
- 第20条 地方グリーン成長委員会の構成及び運営
- 第21条 グリーン成長責任官の指定

第4章 低炭素グリーン成長の推進

- 第22条 グリーン経済及びグリーン産業実現のための基本原則
- 第23条 グリーン経済及びグリーン産業の育成及び支援
- 第24条 資源循環の促進
- 第25条 企業のグリーン経営促進
- 第26条 グリーン技術の研究開発及び事業化等の

促進

- 第27条 情報通信技術の普及及び活用
- 第28条 金融の支援及び活性化
- 第29条 グリーン産業投資会社の設立及び支援
- 第30条 租税制度の運営
- 第31条 グリーン技術及びグリーン産業に対する支援及び特例等
- 第32条 グリーン技術及びグリーン産業の標準化及び認証等
- 第33条 中小企業の支援等
- 第34条 グリーン技術及びグリーン産業集積地及び団地造成等
- 第35条 グリーン技術及びグリーン産業に対する雇用創出等
- 第36条 規制の先進化
- 第37条 国際規範への対応

第5章 低炭素社会の実現

- 第38条 気候変動対応の基本原則
- 第39条 エネルギー政策等の基本原則
- 第40条 気候変動対応基本計画
- 第41条 エネルギー基本計画の策定
- 第42条 気候変動対応及びエネルギーの目標管理
- 第43条 温室効果ガス削減の早期行動促進
- 第44条 温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量等の報告
- 第45条 温室効果ガス総合情報管理システムの構築
- 第46条 キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度等の導入
- 第47条 運輸部門の温室効果ガス管理
- 第48条 気候変動の影響評価及び適応対策の推進

第6章 グリーン生活及び持続可能な発展の実現

- 第49条 グリーン生活及び持続可能な発展の基本原則

- 第50条 持続可能発展基本計画の策定及び施行
- 第51条 グリーン国土の管理
- 第52条 気候変動対応のための水管理
- 第53条 低炭素交通システムの構築
- 第54条 グリーン建築物の拡大
- 第55条 環境と調和した農林水産業の促進及び炭素吸収源拡充
- 第56条 エコツーリズムの促進等
- 第57条 グリーン成長のための生産消費文化の拡大
- 第58条 グリーン生活運動の促進
- 第59条 グリーン生活実践の教育及び広報
- 第7章 補則
 - 第60条 資料提出等の要求
 - 第61条 国際協力の増進
 - 第62条 国会報告
 - 第63条 国家報告書の作成
 - 第64条 過料
- 附則
 - 第1条 施行日
 - 第2条 明細書作成に関する特例
 - 第3条 グリーン成長国家戦略に関する経過措置
 - 第4条 他の法律の改正

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、経済及び環境の調和のとれた発展のために低炭素グリーン成長に必要な基盤をつくり、グリーン技術及びグリーン産業を新しい成長の力として活用することにより、国民経済の発展を図り、低炭素社会の実現を通じて国民の生活の質を高め、国際社会において責任を果たす成熟した先進一流国家に飛躍するのに貢献することを目的とする。

第2条 (定義)

この法律で使用する用語の意味は以下のとお

- りである。
- 1 「低炭素」とは、化石燃料への依存度を低下させ、クリーンエネルギーの使用及び普及を拡大し、グリーン技術研究開発、炭素吸収源の拡充等を通して温室効果ガスを適正水準以下に削減することをいう。
 - 2 「グリーン成長」とは、エネルギー及び資源を節約し、効率的に使用して気候変動及び環境破壊を減らし、クリーンエネルギー及びグリーン技術の研究開発を通じて新しい成長の力を確保し新しい雇用を創り出していく等、経済及び環境が調和した成長をいう。
 - 3 「グリーン技術」とは、温室効果ガス削減技術、エネルギー利用効率化技術、クリーン生産技術、クリーンエネルギー技術、資源循環及び環境と調和した技術(関連融合技術を含む。)等、社会経済活動のすべての過程にわたりエネルギー及び資源を節約し、効率的に使用して温室効果ガス及び汚染物質の排出を最小化する技術をいう。
 - 4 「グリーン産業」とは、経済、金融、建設、交通物流、農林水産及び観光等の経済活動全般にわたってエネルギー及び資源の効率を高め、環境を改善することができる物品の生産及びサービスの提供等を通じて低炭素グリーン成長を成し遂げるためのすべての産業をいう。
 - 5 「グリーン製品」とは、エネルギー及び資源の投入並びに温室効果ガス及び汚染物質の発生を最小化する製品をいう。
 - 6 「グリーン生活」とは、気候変動の深刻性を認識し、日常生活においてエネルギーを節約し、温室効果ガス及び汚染物質の発生を最小化する生活をいう。
 - 7 「グリーン経営」とは、企業が経営活動において資源及びエネルギーを節約し効率的に利用して、温室効果ガス排出及び環境汚染の発生を最小化しながら、社会的及び倫理的責

任を果たす経営をいう。

- 8 「持続可能な発展」とは、「持続可能発展法」第2条第2号の規定による持続可能な発展をいう。
- 9 「温室効果ガス」とは、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、亜酸化窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)及びその他に大統領令で定めるもので、赤外線輻射熱を吸収し、又は再放出し、温室効果を誘発する大気中のガス状態の物質をいう。
- 10 「温室効果ガス排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出、放出又は漏出させる直接排出及び他の人から供給された電気又は熱(燃料又は電気を熱源とするもののみ該当する。)を使用することにより温室効果ガスを排出させる間接排出をいう。
- 11 「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中に蓄積され温室効果ガス濃度を増加させることにより地球全体的に地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。
- 12 「気候変動」とは、人の活動により温室効果ガスの濃度が変わることによって相当期間観察されてきた自然な気候変動に対して追加的に起きる気候システムの変化をいう。
- 13 「資源循環」とは、「資源の節約及びリサイクル促進に関する法律」第2条第1号の規定による資源循環をいう。
- 14 「新・再生可能エネルギー」とは、「新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、利用及び普及促進法」第2条第1号の規定による新エネルギー及び再生可能エネルギーをいう。
- 15 「エネルギー自立度」とは、国内総消費エネルギー量に対し新・再生可能エネルギー等国内生産エネルギー量及びわが国が国外で開発(持分取得を含む。)したエネルギー量を合

わせた量が占める比率をいう。

第3条(低炭素グリーン成長推進の基本原則)

低炭素グリーン成長は、次の各号の基本原則により推進されなければならない。

- 1 政府は、気候変動及びエネルギー資源問題の解決、成長力の拡充、企業の競争力強化、国土の効率的活用並びに快適な環境創出等を含む総合的な国家発展戦略を推進する。
- 2 政府は、市場機能を最大限活性化して民間が主導する低炭素グリーン成長を推進する。
- 3 政府は、グリーン技術及びグリーン産業を経済成長の核心的な力として、新しい雇用を創出及び拡大することができる新しい経済体制を構築する。
- 4 政府は、国の資源を効率的に使用するために成長潜在力及び競争力が高いグリーン技術及びグリーン産業分野に対する重点投資及び支援を強化する。
- 5 政府は、社会経済活動においてエネルギー及び資源利用の効率性を高め、資源循環を促進する。
- 6 政府は、自然資源及び環境の価値を保存し、国土、都市並びに建物、交通、道路、港湾及び上下水道等の基盤施設を低炭素グリーン成長に適合するように改編する。
- 7 政府は、環境汚染又は温室効果ガス排出による経済的費用が物品又はサービスの市場価格に合理的に反映されるように租税システム及び金融システムを改編して資源を効率的に配分し、国民の消費及び生活方式が低炭素グリーン成長に寄与するように積極的に誘導する。この場合、国内産業の国際競争力が弱まらないように考慮しなければならない。
- 8 政府は、国民すべてが参加し、国の機関、地方自治体、企業、経済団体及び市民団体が協力して低炭素グリーン成長を実現するように努力する。

- 9 政府は、低炭素グリーン成長に関する新しい国際的動向を早期に把握し分析して国の政策に合理的に反映し、国際社会の構成員としての責任と役割を誠実に履行して国の地位と品格を高める。

第4条(国の責務)

- ①国は、政治、経済、社会、教育及び文化等、国政のあらゆる部門において低炭素グリーン成長の基本原則が反映されるように努力しなければならない。
- ②国は、各種政策を策定するときは、経済及び環境の調和のとれた発展並びに気候変動に及ぼす影響等を総合的に考慮しなければならない。
- ③国は、地方自治体の低炭素グリーン成長施策を奨励し支援して、グリーン成長の定着及び拡大のために事業者、国民及び民間団体に情報の提供及び財政支援等の必要な措置をとることができる。
- ④国は、エネルギー及び資源の危機並びに気候変動問題に対する対応策を定期的に点検して成果を評価し、国際交渉の動向及び主要国家の政策を分析して適切な対策を準備しなければならない。
- ⑤国は、国際的な気候変動対応及びエネルギー資源開発協力に能動的に参加し、開発途上国に対する技術的及び財政的支援を行うことができる。

第5条(地方自治体の責務)

- ①地方自治体は、低炭素グリーン成長実現のための国の施策に積極的に協力しなければならない。
- ②地方自治体は、低炭素グリーン成長対策を策定し施行するときは、当該地方自治体の地域的特性及び条件を考慮しなければならない。
- ③地方自治体は、管轄区域内での各種計画策定

及び事業の執行過程において、その計画及び事業が低炭素グリーン成長に及ぼす影響を総合的に考慮し、地域住民に対する低炭素グリーン成長についての教育及び広報を強化しなければならない。

- ④地方自治体は、管轄区域内の事業者、住民及び民間団体の低炭素グリーン成長のための活動を奨励するために、情報提供及び財政支援等の必要な措置を講じなければならない。

第6条(事業者の責務)

- ①事業者は、グリーン経営を先導しなければならない。企業活動のすべての過程において温室効果ガス及び汚染物質の排出を減らし、グリーン技術研究開発並びにグリーン産業に対する投資及び雇用を拡大する等、環境に関する社会的及び倫理的責任を果たさなければならない。
- ②事業者は、政府及び地方自治体を実施する低炭素グリーン成長に関する政策に積極的に参加し、協力しなければならない。

第7条(国民の責務)

- ①国民は、家庭、学校及び職場等においてグリーン生活を積極的に実践しなければならない。
- ②国民は、企業のグリーン経営に関心を傾け、グリーン製品の消費及びサービス利用を増やすことにより、企業のグリーン経営を促進する。
- ③国民は、自らが、人類の直面する深刻な気候変動、エネルギー資源危機の最終的な問題解決者であることを認識し、健康で快適な環境を子孫に残すために、グリーン生活運動に積極的に参加しなければならない。

第8条(他の法律との関係)

- ①低炭素グリーン成長に関しては、他の法律に優先してこの法律を適用する。

- ②低炭素グリーン成長と関連する他の法律を制定し、又は改正する場合は、この法律の目的及び基本原則に合うようにしなければならない。
- ③国及び地方自治体が異なる法令により策定する行政計画及び政策は、第3条の規定による低炭素グリーン成長推進の基本原則及び第9条の規定による低炭素グリーン成長国家戦略と調和をなすようにしなければならない。

第2章 低炭素グリーン成長国家戦略

第9条(低炭素グリーン成長国家戦略)

- ①政府は、国の低炭素グリーン成長のための政策目標、推進戦略及び重点推進課題等を含む低炭素グリーン成長国家戦略(以下「グリーン成長国家戦略」という。)を策定し、施行しなければならない。
- ②グリーン成長国家戦略には、次の各号の事項が含まれなければならない。
 - 1 第22条の規定によるグリーン経済体制の実現に関する事項
 - 2 グリーン技術及びグリーン産業に関する事項
 - 3 気候変動対応政策、エネルギー政策及び持続可能な発展に関する政策に係る事項
 - 4 グリーン生活、第51条の規定によるグリーン国土、第53条の規定による低炭素交通システム等に関する事項
 - 5 気候変動等、低炭素グリーン成長と関連する国際交渉及び国際協力に関する事項
 - 6 その他、財源調達、租税及び金融、人材養成並びに教育及び広報等、低炭素グリーン成長のために必要と認定される事項
- ③政府は、グリーン成長国家戦略を策定し、又は変更しようとする場合は、第14条の規定によるグリーン成長委員会の審議及び閣僚会議の審議を経なければならない。ただし、大

統領令に定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。

第10条(中央行政機関の推進計画策定及び施行)

- ①中央行政機関の長は、グリーン成長国家戦略を効率的かつ体系的に履行するために、大統領令に定めるところにより所管分野の推進計画(以下「中央推進計画」という。)を策定し、施行しなければならない。
- ②中央行政機関の長は、中央推進計画を策定し、又は変更するときは、大統領令に定めるところにより第14条の規定によるグリーン成長委員会に報告しなければならない。ただし、大統領令に定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。

第11条(地方自治体の推進計画策定及び施行)

- ①特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事(以下「市及び道知事」という。)は、当該地方自治体の低炭素グリーン成長を促進するために、大統領令に定めるところによりグリーン成長国家戦略と調和した地方グリーン成長推進計画(以下「地方推進計画」という。)を策定し、施行しなければならない。
- ②市及び道知事は、地方推進計画を策定し、又は変更するときは、第20条の規定による地方グリーン成長委員会の審議を経た後に地方議会に報告し、遅滞なくこれを第14条の規定によるグリーン成長委員会に提出しなければならない。ただし、大統領令に定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。

第12条(推進状況点検及び評価)

- ①国務総理は、大統領令に定めるところによりグリーン成長国家戦略及び中央推進計画の履行事項を点検し評価しなければならない。この場合、国務総理は、評価の手続き、基準

及び結果等について第14条の規定によるグリーン成長委員会と協議しなければならない。

- ②市及び道知事は、大統領令に定めるところにより地方推進計画の履行状況を点検及び評価してその結果を地方議会に報告し、遅滞なくこれを第14条の規定によるグリーン成長委員会に提出しなければならない。

第13条(政策に関する意見提示)

- ①第14条の規定によるグリーン成長委員会は、第12条の規定による推進状況点検及び評価の結果等により必要と認定される場合は、関係中央行政機関の長又は市及び道知事に意見を提示することができる。
- ②第1項の規定による意見を提示された関係中央行政機関の長又は市及び道知事は、当該機関の政策等にこれを反映するために努力しなければならない。

第3章 グリーン成長委員会等

第14条(グリーン成長委員会の構成及び運営)

- ①国の低炭素グリーン成長に関連した主要政策及び計画とその履行に関する事項を審議するために大統領の下にグリーン成長委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- ②委員会は、委員長2名を含む50名以内の委員で構成する。
- ③委員会の委員長は、国務総理、及び、第4項第2号の委員のうちから大統領が指名する者を充てる。
- ④委員会の委員には、次の各号の者を充てる。
- 1 企画財政部長官、教育科学技術部長官、知識経済部長官、環境部長官、国土海洋部長官等、大統領令に定める公務員
 - 2 気候変動、エネルギー資源、グリーン技術及びグリーン産業並びに持続可能な発展

に関する分野等、低炭素グリーン成長に関する学識及び経験が豊富な者のうち大統領が委嘱する者

- ⑤委員会の事務を処理するために委員会に幹事委員1名を置く。幹事委員の指名に関する事項は、大統領令で定める。
- ⑥委員長は、各自委員会を代表し、委員会の業務を総括する。
- ⑦委員長がやむを得ない事由により職務を遂行することができないときは、国務総理である委員長が予め定めた委員が委員長の職務を代行する。
- ⑧第4項第2号の委員の任期は1年とするが、再任することができる。

第15条(委員会の機能)

委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 1 低炭素グリーン成長政策の基本方向に関する事項
- 2 グリーン成長国家戦略の策定、変更及び施行に関する事項
- 3 気候変動対応基本計画、エネルギー基本計画及び持続可能発展基本計画に関する事項
- 4 低炭素グリーン成長推進の目標管理、点検、実態調査及び評価に関する事項
- 5 関係中央行政機関及び地方自治体の低炭素グリーン成長に関連する政策の調整及び支援に関する事項
- 6 低炭素グリーン成長に関連する法制度に関する事項
- 7 低炭素グリーン成長のための財源の配分方向及び効率的使用に関する事項
- 8 低炭素グリーン成長に関する国際交渉、国際協力、教育及び広報、人材養成並びに基盤構築等に関する事項
- 9 低炭素グリーン成長に関連する企業等の苦情調査及び処理、是正勧告又は意見表明

10 他の法律で委員会の審議を経るよう規定した事項

11 その他、低炭素グリーン成長に関連し委員長が必要と認定する事項

第16条(会議)

- ①委員長は、委員会の会議を招集して、その議長となる。
- ②委員会の会議は、定期会議及び臨時会議に区分される。臨時会議は、委員長が必要と認定する場合又は委員5名以上の招集要求がある場合に、委員長が招集する。
- ③委員会の会議は、委員の過半数の出席により開会し、出席委員の過半数の賛成により議決する。ただし、大統領令に定める場合には、書面により審議し議決することができる。
- ④第1項から第3項までに規定する事項の他に、定期会議の時期等の委員会の運営に必要な事項は、大統領令で定める。

第17条(分科委員会)

- ①委員会の業務を効率的に遂行し支援して、委員会が委任する業務を検討し、調整し、又は処理するために、大統領令で定めるところにより委員会に分科委員会を置くことができる。
- ②分科委員会は委嘱委員により構成し、分科委員会の委員長は、分科委員会の委員のなかから互選する。
- ③中央行政機関の高位公務員^(注1)団に属する公務員は、関係分野の案件に対し該当する分科委員会に参加し、意見を提示することができる。
- ④第1項から第3項までに規定する事項の他に、分科委員会の運営に必要な事項は、委員会の議決を経て委員会の委員長が定める。

第18条(グリーン成長企画団)

- ①委員会及び分科委員会の運営及び業務を効率

的に支援するために、委員会にグリーン成長企画団(以下「企画団」という。)を置く。

- ②企画団の構成及び運営等に必要な事項は、大統領令で定める。

第19条(公務員等の派遣要請)

委員会は、委員会の運営又は企画団の業務遂行のために必要な場合は、中央行政機関及び地方自治体所属の公務員並びに関連民間機関、団体、研究所及び企業の役職員等の派遣又は兼任を要請することができる。

第20条(地方グリーン成長委員会の構成及び運営)

- ①地方自治体の低炭素グリーン成長に関連する主要政策及び計画並びにその履行に関する事項を審議するために、市及び道知事の下に地方グリーン成長委員会(以下「地方グリーン成長委員会」という。)を置くことができる。
- ②地方グリーン成長委員会の構成、運営及び機能等に必要な事項は、大統領令で定める。

第21条(グリーン成長責任官の指定)

低炭素グリーン成長の円滑な推進のために、中央行政機関の長並びに市及び道知事は、所属公務員の中からグリーン成長責任官を指定することができる。

第4章 低炭素グリーン成長の推進

第22条(グリーン経済及びグリーン産業実現のための基本原則)

- ①政府は、化石燃料の使用を段階的に削減し、グリーン技術及びグリーン産業を育成することにより国家競争力を強化し、持続可能な発展を追求する経済(以下「グリーン経済」という。)を実現しなければならない。
- ②政府は、グリーン経済政策を策定し施行する

ときは、金融、産業、科学技術、環境、国土及び文化等の多様な部門について、統合的観点からバランスを考慮しなければならない。

- ③政府は、新しいグリーン産業の創出、既存産業のグリーン産業への転換及び関連産業との連携等を通じて、エネルギー資源大量消費型の産業構造が低炭素グリーン産業構造に段階的に転換されるように努力しなければならない。
- ④政府は、低炭素グリーン成長を推進するときは、地域間における均衡のとれた発展を試み、低所得層が疎外されないように支援及び配慮しなければならない。

第23条（グリーン経済及びグリーン産業の育成及び支援）

- ①政府は、グリーン経済を実現することにより、国家経済の健全性及び競争力を強化し、成長潜在力が大きい新しいグリーン産業を発掘し育成する等、グリーン経済及びグリーン産業の育成及び支援施策を整備しなければならない。
- ②第1項の規定によるグリーン経済及びグリーン産業の育成及び支援施策には、次の各号の事項が含まなければならない。
- 1 国内外の経済条件及び展望に関する事項
 - 2 既存産業のグリーン産業構造への段階的転換に関する事項
 - 3 グリーン産業を促進するための中長期の段階別目標、推進戦略に関する事項
 - 4 新しい成長牽引力としてのグリーン産業の育成及び支援に関する事項
 - 5 電気、情報通信及び交通施設等の既存の国家基盤施設の、環境と調和した構造への転換に関する事項
 - 6 グリーン経営のための諮問サービス産業の育成に関する事項
 - 7 グリーン産業人材の養成及び雇用創出に

関する事項

- 8 その他、グリーン経済及びグリーン産業の促進に関する事項

第24条（資源循環の促進）

- ①政府は、資源を節約して効率的に利用し、廃棄物の発生を減らす等資源循環の促進及び資源生産性向上のために資源循環産業を育成し支援するための多様な施策を整備しなければならない。
- ②第1項の規定による資源循環産業の育成及び支援施策には、次の各号の事項が含まなければならない。
- 1 資源循環の促進及び資源生産性の向上の目標設定
 - 2 資源の需給及び管理
 - 3 有害な物質又はリサイクル及び再利用が難しい物質の使用抑制
 - 4 廃棄物発生抑制並びにリサイクル及び再利用等の再資源化
 - 5 エネルギー資源として利用される木材、植物、農産物等のバイオマスの収集及び活用
 - 6 資源循環関連技術開発及び産業の育成
 - 7 資源生産性向上のための教育訓練及び人材養成等に関する事項

第25条（企業のグリーン経営促進）

- ①政府は、企業のグリーン経営を支援し、促進しなければならない。
- ②政府は、企業のグリーン経営を支援し、促進するために、次の各号の事項を含む施策を策定し、施行しなければならない。
- 1 環境と調和した生産体制への転換のための技術支援
 - 2 企業のエネルギー及び資源利用の効率化、温室効果ガス排出量削減、山林造成及び自然環境保全並びに持続可能な発展に関

する情報等のグリーン経営成果の公開

- 3 中小企業のグリーン経営に対する支援
- 4 その他、低炭素グリーン成長のための企業活動支援に関する事項

第26条(グリーン技術の研究開発及び事業化等の促進)

- ①政府は、グリーン技術の研究開発及び事業化等を促進するために、次の各号の事項を含む施策を策定し、施行することができる。
 - 1 グリーン技術に関する情報の収集、分析及び提供
 - 2 グリーン技術評価技法の開発及び普及
 - 3 グリーン技術研究開発及び事業化等の促進のための金融支援
 - 4 グリーン技術専門人材の養成及び国際協力等
- ②政府は情報通信、ナノテクノロジー、生命工学技術等の融合を促進し、グリーン技術の知的財産権化を通じて低炭素の知識を基盤とする経済への移行を速かに推進しなければならない。
- ③「科学技術基本法」の規定による科学技術基本計画に第1項の施策が含まれる場合には、予め委員会の意見を聞かなければならない。

第27条(情報通信技術の普及及び活用)

- ①政府は、エネルギー節約、エネルギー利用率の向上及び温室効果ガス削減のために情報通信技術及びサービスを積極的に活用する以下の各号についての施策を策定し、施行しなければならない。
 - 1 放送通信ネットワーク等の情報通信基盤拡大
 - 2 新しい情報通信サービスの開発及び普及
 - 3 情報通信産業及び機器等に対するグリーン技術開発促進
- ②政府は、低炭素グリーン成長のための生活文

化を迅速に広めるために、在宅勤務、映像会議、遠隔教育及び遠隔診療等を活性化するための放送通信施策を策定し、施行しなければならない。

- ③政府は、情報通信技術を活用して電力ネットワークをインテリジェント化及び高度化することにより、高品質の電力サービスを提供し、エネルギー利用効率を極大化して温室効果ガスを画期的に削減することができるようにしなければならない。

第28条(金融の支援及び活性化)

政府は、低炭素グリーン成長を促進するために、次の各号の事項を含む金融施策を策定し、施行しなければならない。

- 1 グリーン経済及びグリーン産業の支援等のための財源の創出及び資金支援
- 2 低炭素グリーン成長を支援する新しい金融商品の開発
- 3 低炭素グリーン成長のための基盤施設構築事業に対する民間投資の活性化
- 4 企業のグリーン経営情報に対する公示制度等の強化及びグリーン経営企業に対する金融支援の拡大
- 5 炭素市場(温室効果ガスを排出することができる権利又は温室効果ガスの削減及び吸収実績等を取引する市場をいう。以下同じ。)の開設及び取引の活性化等

第29条(グリーン産業投資会社の設立及び支援)

- ①グリーン技術及びグリーン産業に資産を投資してその収益を投資家に配分することを目的とするグリーン産業投資会社(「資本市場及び金融投資業に関する法律」第9条第18項の集合投資機構をいう。以下同じ。)を設立することができる。
- ②グリーン産業投資会社が投資するグリーン技

術及びグリーン産業は、次の各号に定める事業又は企業とする。

- 1 第2条第3号の規定によるグリーン技術に対する研究、試作品の製作及び商用化のための研究開発又は技術支援事業
 - 2 第2条第4号の規定によるグリーン産業に該当する事業
 - 3 グリーン技術又はグリーン産業に対する投資又は営業を行う企業
- ③政府は、「公共機関の運営に関する法律」第4条の規定による公共機関がグリーン産業投資会社に出資しようとする場合は、このために資金の全部又は一部を予算の範囲内で支援することができる。
- ④金融委員会は、第3項の規定により公共機関が出資したグリーン産業投資会社(当該会社の資産運用会社、資産保管会社及び一般事務管理会社を含む。以下この条で同じ。)に当該会社の業務及び財産等に関する資料の提出又は報告を要求することができ、関係中央行政機関は、金融委員会に当該資料の提出を要求することができる。
- ⑤関係中央行政機関は、第4項の規定により提出された資料又は報告内容に対し検査が必要と認定する場合は、当該グリーン産業投資会社に対する業務及び財産等に関する検査を金融委員会に要請することができ、当該検査の結果、重大な問題があるとみなされるときは、金融委員会は関係中央行政機関と協議して当該グリーン産業投資会社の登録を取り消すことができる。
- ⑥第1項から第5項までの規定によるグリーン産業投資会社の設立、運営、財政支援及びその他必要な細部事項は大統領令で定める。

第30条(租税制度の運営)

政府は、エネルギー及び資源の危機並びに気候変動問題に効果的に対応し、低炭素グリーン

成長を促進するために、温室効果ガス及び汚染物質を発生させ又はエネルギー及び資源利用の効率が低い物品及びサービスを削減し、環境と調和した物品及びサービスを促進する方向で国家の租税制度を運営しなければならない。

第31条(グリーン技術及びグリーン産業に対する支援及び特例等)

- ①国又は地方自治体は、グリーン技術及びグリーン産業に対し補助金の支給等、必要な支援を行うことができる。
- ②「信用保証基金法」により設立された信用保証基金及び「技術信用保証基金法」により設立された技術信用保証基金は、グリーン技術及びグリーン産業に優先的に信用保証をし、又は保証条件等につき優遇することができる。
- ③国又は地方自治体は、グリーン技術及びグリーン産業に関連する企業を支援するために、「租税特例制限法」及び「地方税法」で定めるところにより、所得税、法人税、取得税、財産税及び登録税等を減免することができる。
- ④国又は地方自治体は、グリーン技術及びグリーン産業に関連する企業が「外国人投資促進法」第2条第1項第4号の規定による外国人投資を誘致する場合は、これを最大限支援するために努力しなければならない。

第32条(グリーン技術及びグリーン産業の標準化及び認証等)

- ①政府は、国内で開発され、又は開発中であるグリーン技術及びグリーン産業が「国家標準基本法」第3条第2号の規定による国際標準に適合するように標準化基盤を構築し、グリーン技術及びグリーン産業の国際標準化活動等に必要な支援を行うことができる。
- ②政府は、グリーン技術及びグリーン産業の発

展を促進するために、グリーン技術、グリーン事業、グリーン製品等に対する適合性認証を行い、又はグリーン専門企業確認、公共機関の購買義務化若しくは技術指導等を行うことができる。

③政府は、次の各号の一に該当する場合は、第2項の規定による適合性認証及びグリーン専門企業確認を取り消さなければならない。

- 1 虚偽又はその他の不正な方法により認証又は確認を受けた場合
- 2 重大な欠陥があり、認証又は確認が適当でないと思われる場合

④第1項から第3項までの規定による標準化、認証及び取消し等に関してその他必要な事項は、大統領令に定める。

第33条(中小企業の支援等)

政府は、中小企業のグリーン技術及びグリーン経営を促進するために、次の各号の施策を策定し、施行することができる。

- 1 大企業及び中小企業の共同事業に対する優先支援
- 2 大企業の中小企業に対する技術指導、技術移転及び技術人材派遣に対する支援
- 3 中小企業のグリーン技術事業化の促進
- 4 グリーン技術開発促進のための公共施設の利用
- 5 グリーン技術及びグリーン産業に関する専門人材の養成、供給及び国外進出
- 6 その他、中小企業のグリーン技術及びグリーン経営を促進するための事項

第34条(グリーン技術及びグリーン産業集積地及び団地造成等)

①政府は、グリーン技術の共同研究開発、施設設備の共同活用及び産学研ネットワーク構築等の事業のための集積地及び団地を造成し、又はこれを支援することができる。

②第1項の規定による事業を推進する場合は、次の各号の事項を考慮しなければならない。

- 1 産業団地別の産業集積の現況に関する事項
- 2 企業、大学及び研究所等の研究開発力の強化及び相互連携に関する事項
- 3 産業集積基盤施設の拡充並びに優秀なグリーン技術及びグリーン産業人材の誘致に関する事項
- 4 グリーン技術及びグリーン産業の事業推進システム及び財源調達の方策

③政府は、大統領令に定める機関又は団体をしてグリーン技術及びグリーン産業の集積地及び団地を造成させることができる。

④政府は、第3項の規定による機関又は団体と同項の規定によるグリーン技術及びグリーン産業の集積地及び団地を造成する事業を遂行するのに必要とされる費用の全部又は一部を出捐することができる。

第35条(グリーン技術及びグリーン産業に対する雇用創出等)

①政府は、グリーン技術及びグリーン産業における雇用を創出し、拡大し、あらゆる国民がグリーン成長の恩恵を享受できるようにしなければならない。

②政府は、グリーン技術及びグリーン産業における雇用を創出する過程において、産業分野別労働力の円滑な移動及び転換を促進し、国民が新しい技術を習得することができる機会を拡大する等、グリーン技術及びグリーン産業における雇用創出のための財政的及び技術的支援を行うことができる。

第36条(規制の先進化)

①政府は、資源を効率的に利用し、温室効果ガス及び汚染物質の発生を減らすための規制を導入しようとする場合は、温室効果ガス又は

汚染物質の発生原因者が自ら温室効果ガス及び汚染物質の発生を減らすように誘導することにより、社会経済的費用を減らすよう努力しなければならない。

- ②政府は、温室効果ガス及び汚染物質の発生を減らすための規制を導入しようとする場合は、民間の自律及び創意を阻害しないようにし、企業の規制に対する国内外の実態調査等を行って産業競争力を高めることができるように規制の重複を避ける等、規制システムを先進化しなければならない。

第37条(国際規範への対応)

- ①政府は、外国政府又は国際機関において制定し、又は導入しようとする低炭素グリーン成長と関連する制度及び政策に関する動向及び情報を収集、調査及び分析し、関連制度及び政策を合理的に整備して支援体制を構築する等、適切な対策を用意しなければならない。
- ②政府は、第1項の動向、情報及び対策に関する事項を企業及び国民に十分に提供することにより、国内企業及び国民が対応力を高めることができるようにしなければならない。

第5章 低炭素社会の実現

第38条(気候変動対応の基本原則)

政府は、低炭素社会を実現するために、気候変動対応政策及び関連計画を次の各号の原則により策定し、施行しなければならない。

- 1 地球温暖化にともなう気候変動問題の深刻性を認識し、国及び国民の力を集めて総体的に対応し、全地球的努力に積極的に参加する。
- 2 温室効果ガス削減の費用及び便益を経済的に分析し、国内条件等を勘案して、国の温室効果ガスの中長期削減目標を設定して、価格機能及び市場原理に基盤を置いた

費用効果の高い方式の合理的規制体制を導入することにより、温室効果ガス削減を効率的かつ体系的に推進する。

- 3 温室効果ガスを画期的に削減するために、情報通信、ナノテクノロジー及び生命工学等の先端技術及び融合技術を積極的に開発し、活用する。
- 4 温室効果ガス排出にともなう権利及び義務を明確にし、これに対する市場取引を許容することにより多様な削減手段を自律的に選択することができるようにして、国内炭素市場を活性化して国際炭素市場に積極的に備える。
- 5 大規模自然災害、環境生態及び作物状況の変化に備える等、気候変動による影響を最小化し、その危険及び災害から国民の安全と財産を保護する。

第39条(エネルギー政策等の基本原則)

政府は、低炭素グリーン成長を推進するために、エネルギー政策及びエネルギーと関連した計画を次の各号の原則により策定し、施行しなければならない。

- 1 石油、石炭等の化石燃料の使用を段階的に削減し、エネルギー自立度を画期的に向上させる。
- 2 エネルギー価格の合理化、エネルギーの節約及びエネルギー利用効率の向上等、エネルギー需要管理を強化して地球温暖化を予防し、環境を保全してエネルギー低消費及び資源循環型の経済社会構造に転換する。
- 3 環境と調和したエネルギーである太陽エネルギー、廃棄物バイオエネルギー、風力、地熱、潮力、燃料電池、水素エネルギー等の新・再生可能エネルギーの開発、生産、利用及び普及を拡大し、エネルギー供給源を多角化する。

- 4 エネルギー価格及びエネルギー産業に対する市場競争要素の導入を拡大して公正取引秩序を確立し、国際規範及び外国の法制度等を考慮してエネルギー産業に対する規制を合理的に導入及び改善して新しい市場を創出する。
- 5 国民が低炭素グリーン成長の恩恵を等しく享受できるように、低所得層へのエネルギー利用の恩恵を拡大し公平性を向上する等、エネルギーと関連する福祉を拡大する。
- 6 国外エネルギー資源の確保、エネルギーの輸入多角化及びエネルギー備蓄等を通してエネルギーを安定的に供給することにより、エネルギーに関する国の安全保障を強化する。

第40条(気候変動対応基本計画)

- ①政府は、気候変動対応の基本原則により、20年を計画期間とする気候変動対応基本計画を5年毎に策定し、施行しなければならない。
- ②気候変動対応基本計画を策定し、又は変更する場合は、委員会の審議及び閣僚会議審議を経なければならない。ただし、大統領令に定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。
- ③気候変動対応基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1 国内外の気候変動の傾向及び将来展望並びに大気中の温室効果ガス濃度変化
 - 2 温室効果ガス排出及び吸収の現況及び展望
 - 3 温室効果ガス排出中長期削減目標設定並びに部門別及び段階別対策
 - 4 気候変動対応のための国際協力に関する事項
 - 5 気候変動対応のための国及び地方自治体の協力に関する事項

- 6 気候変動対応の研究開発に関する事項
- 7 気候変動対応の人材養成に関する事項
- 8 気候変動の監視、予測、影響、脆弱性評価及び災害防止等適応対策に関する事項
- 9 気候変動対応のための教育及び広報に関する事項
- 10 その他気候変動対応の推進のために必要な事項

第41条(エネルギー基本計画の策定)

- ①政府は、エネルギー政策の基本原則により、20年を計画期間とするエネルギー基本計画(以下この条で「エネルギー基本計画」という。)を5年ごとに策定し、施行しなければならない。
- ②エネルギー基本計画を策定し、又は変更する場合は、「エネルギー法」第9条の規定によるエネルギー委員会の審議を経た後、委員会と閣僚会議の審議を経なければならない。ただし、大統領令に定める軽微な事項を変更する場合はこの限りでない。
- ③エネルギー基本計画には次の各号の事項が含まなければならない。
 - 1 国内外のエネルギー需要及び供給の推移及び展望に関する事項
 - 2 エネルギーの安定的確保、導入、供給及び管理のための対策に関する事項
 - 3 エネルギー需要目標、エネルギー源構成、省エネルギー及びエネルギー利用効率向上に関する事項
 - 4 新・再生可能エネルギー等環境と調和したエネルギーの供給及び使用のための対策に関する事項
 - 5 エネルギー安全管理のための対策に関する事項
 - 6 エネルギー関連技術開発及び普及、専門人材養成、国際協力、既存エネルギー資源開発及び利用並びにエネルギー福祉等に関

する事項

第42条(気候変動対応及びエネルギーの目標管理)

- ①政府は、全地球的な温室効果ガス削減を積極的に促進して、低炭素グリーン成長を効率的かつ体系的に推進するために、次の各号の事項についての中長期及び段階別目標を設定し、その達成のために必要な措置を講じなければならない。
- 1 温室効果ガス削減目標
 - 2 エネルギー節約目標及びエネルギー利用効率目標
 - 3 エネルギー自立目標
 - 4 新・再生可能エネルギー普及目標
- ②政府は、第1項の規定による目標を設定するときは、国内条件及び各国の動向等を考慮しなければならない。
- ③政府は、第1項の規定による目標を達成するために関係中央行政機関、地方自治体及び大統領令に定める公共機関等に対し、大統領令に定めるところにより該当機関別にエネルギー節約及び温室効果ガス削減目標を設定させ、その履行事項を指導し、監督することができる。
- ④政府は、第1項第1号及び第2号の規定による目標を達成することができるように産業、交通及び輸送並びに家庭及び商業等部門別の目標を設定し、その達成のために必要な措置を積極的に整備しなければならない。
- ⑤政府は、第1項第1号及び第2号の規定による目標を達成するために、大統領令に定める基準量以上の温室効果ガス排出業者及びエネルギー消費業者(以下「管理業者」という。)については、個別に測定、報告及び検証が可能な方法で、目標を設定し管理しなければならない。この場合、政府は管理業者と予め協議しなければならない。温室効果ガス排出及びエ

ネルギー使用等の履歴、技術水準、国際競争力、国家目標等を考慮しなければならない。

- ⑥管理業者は、第5項の規定による目標を遵守しなければならない。その実績を大統領令に定めるところにより政府に報告しなければならない。
- ⑦政府は、第6項により報告を受けた実績について登録簿を作成し、体系的に管理しなければならない。
- ⑧政府は、管理業者の遵守実績が第5項の規定による目標に達しない場合は、目標達成のために必要な改善を命じることができる。この場合、管理業者は、改善命令にともなう履行計画を作成しこれを誠実に履行しなければならない。
- ⑨管理業者は、第8項の規定による履行結果を測定、報告及び検証が可能な方法で作成し、大統領令に定める社会的な信用を有する外部専門機関の検証を受けて政府に報告し公開しなければならない。
- ⑩政府は、管理業者が第5項の規定による目標を達成し、第8項の規定による履行計画を支障なく履行できるようにするために必要な場合、財政、税制、経営及び技術支援、実態調査及び診断並びに資料及び情報の提供等を行うことができる。
- ⑪第5項から第9項までにおいて規定した事項の他に、登録簿の管理、管理業者の支援等に必要な事項は、大統領令で定める。

第43条(温室効果ガス削減の早期行動促進)

- ①政府は、管理業者が第42条第5項の規定による目標管理を受ける前に自発的に行った実績については、これを目標管理実績と認定し、又はその実績を取引することができるようにする等、自発的に温室効果ガスを予め削減する行動をとるよう促進しなければならない。
- ②第1項の規定による実績を取引できる方法及

び手続き等に必要な事項は、大統領令で定める。

第44条(温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の報告)

- ①管理業者は、事業場別に毎年温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量について測定、報告及び検証可能な方式で明細書を作成し、政府に報告しなければならない。
- ②管理業者は、第1項の規定により報告するときは、明細書の信頼性について大統領令に定める社会的な信用を有する外部専門機関の検証を受けなければならない。この場合、政府は明細書の欠陥又は抜け落ちた部分に対し、是正又は補完を命じることができる。
- ③政府は明細書を体系的に管理し、明細書に含まれる主要情報を管理業者別に公開することができる。ただし、管理業者は情報公開によってその管理業者の権利又は営業上の秘密が顕著に侵害される特別な事由がある場合は、非公開を要請することができる。
- ④政府は、管理業者から第3項但書による情報の非公開要請を受けたときは、審査委員会を構成し30日以内にその結果を通知しなければならない。
- ⑤明細書の内容、報告、管理及び公開方法並びに審査委員会の構成及び運営等に必要事項は、大統領令で定める。

第45条(温室効果ガス総合情報管理システムの構築)

- ①政府は、国の温室効果ガス排出量及び吸収量、排出及び吸収係数並びに温室効果ガス関連の各種の情報及び統計を開発、検証及び管理する温室効果ガス総合情報管理システムを構築しなければならない。
- ②関係中央行政機関の長は、第1項の規定による総合情報管理システムが円滑に運営される

ように、エネルギー、産業工程、農業、廃棄物、山林等、部門別所管分野の情報及び統計を作成し提供する等、積極的に協力しなければならない。

- ③政府は、第1項の規定による各種情報及び統計を作成及び管理し、又は総合情報管理システムを構築する際には、国際基準を最大限反映し、専門性、透明性及び信頼性を向上させなければならない。
- ④政府は、第1項の規定による各種情報及び統計を分析及び検証し、その結果を毎年公表しなければならない。
- ⑤第1項から第4項までに規定する事項のほか、詳細な情報及び統計の管理方法、管理機関並びに方法等は、大統領令で定める。

第46条(キャップ・アンド・トレード方式の排出量取引制度等の導入)

- ①政府は、市場機能を活用して効率的に国の温室効果ガス削減目標を達成するために、温室効果ガス排出量を取引する制度を運営することができる。
- ②第1項の制度には、温室効果ガス排出許容総量を設定し、排出量を取引する制度及びその他国際的に認められる取引制度を含む。
- ③政府は、第2項の規定による制度を実施する場合は、気候変動関連の国際交渉を考慮しなければならないが、国際競争力が顕著に弱まる恐れがある第42条第5項の管理業者に対しては、必要な措置を講じることができる。
- ④第2項の規定による制度の実施のための排出許容量の割当方法、登録及び管理方法並びに取引所の設置及び運営等は、別途の法律で定める。

第47条(運輸部門の温室効果ガス管理)

- ①自動車等の交通手段を製造しようとする者は、その交通手段において排出される温室効

果ガスを削減するための方策を用意しなければならず、温室効果ガス削減のための国際競争体制に対応することができるよう積極的に努力しなければならない。

- ②政府は、自動車の平均エネルギー消費効率を改善することにより、エネルギー節約を図り、自動車排気ガス中の温室効果ガスを減らすことにより快適で適正な大気環境を維持することができるように、自動車平均エネルギー消費効率基準及び自動車温室効果ガス排出許容基準を各々定めるが、二重規制にならないように自動車製造業者（輸入業者を含む。）をしてどちらか一つの基準を選び遵守させ、測定方法等が重複しないようにしなければならない。
- ③政府は、温室効果ガス排出量が少ない自動車等を購入する者に対して財政的支援を強化し、温室効果ガス排出量が多い自動車等を購入する者に対しては負担金を賦課する等の方策を講じることができる。
- ④政府は、ハイブリッド自動車、水素燃料電池自動車等の低炭素高効率交通手段の製造及び普及を促進するために、財政・税制における支援並びに研究開発及び関連制度の改善等の方策を講じることができる。

第48条（気候変動の影響評価及び適応対策の推進）

- ①政府は、気象現象についての観測、予測、提供及び活用能力を高め、地域別及び圏域別に太陽力、風力、潮力等の新・再生可能エネルギー源を確保することができる潜在力を持続的に分析し評価して、これに関する気象情報管理システムを構築し運営しなければならない。
- ②政府は、気候変動に対する監視及び予測の正確度を向上させ、生物資源及び水資源等の変化の状況及び国民健康に及ぼす影響等、気候

変動による影響を調査し分析するための調査研究、技術開発、関連専門機関の支援及び国内外協力システム構築等の施策を推進しなければならない。

- ③政府は、関係中央行政機関の長と協議し、気候変動による生態系、生物多様性、大気、水資源及び水質、保健、農水産食品、山林、海洋、産業並びに防災等に及ぼす影響及びそれらの脆弱性を調査し評価して、その結果を公表しなければならない。
- ④政府は、気候変動による被害を減らすために事前予防的管理に優先的な努力を傾けなければならない。大統領令に定めるところにより気候変動の影響を緩和させ、又は健康及び自然災害等に対応する適応対策を策定し施行しなければならない。
- ⑤政府は国民及び事業者等が気候変動適応対策により活動する場合は、これに必要な技術的及び財政的支援を行うことができる。

第6章 グリーン生活及び持続可能な発展の実現

第49条（グリーン生活及び持続可能な発展の基本原則）

グリーン生活及び持続可能な発展の実現のための国の施策は、次の各号の基本原則により推進されなければならない。

- 1 国土はグリーン成長の基盤でありその結果の展示場であるという点を認識し、現世代及び未来世代が快適な生活を営むことができるよう、国土の開発及び保全管理が調和できるようにする。
- 2 国土都市空間構造並びに建築及び交通体制を低炭素グリーン成長構造に改編し、生産者及び消費者がグリーン製品を自発的及び積極的に生産し購買することができる条件をつくる。
- 3 国、地方自治体、企業及び国民は、持続

可能な発展に関する国際的合意を誠実に履行し、国民の日常生活の中にグリーン生活が内在化されグリーン文化が社会全般に定着されるようにする。

- 4 国、地方自治体及び企業は、経済発展の基礎になる生態学的基盤を保護することができるように、土地利用及び生産システムを開発し整備することにより環境保全を促進する。

第50条(持続可能発展基本計画の策定及び施行)

- ①政府は、1992年ブラジルで開催された国連環境開発会議において採択されたアジェンダ21、2002年南アフリカ共和国で開催された持続可能な発展に関する世界首脳会議において採択された宣言等、持続可能な発展に関する国際的合意を誠実に履行し、国の持続可能な発展を促進するために、20年を計画期間とする持続可能発展基本計画を5年毎に策定し、施行しなければならない。
- ②持続可能発展基本計画を策定し、又は変更する場合は、「持続可能発展法」第15条の規定による持続可能発展委員会の審議を経た後、委員会と閣僚会議の審議を経なければならない。ただし、大統領令に定める軽微な事項を変更する場合は、この限りでない。
- ③持続可能発展基本計画には、次の各号の事項が含まなければならない。
- 1 持続可能な発展の現況並びに条件の変化及び展望に関する事項
 - 2 持続可能な発展のためのビジョン、目標、推進戦略及び原則、基本政策方向並びに主要指標に関する事項
 - 3 持続可能な発展に関する国際的合意履行に関する事項
 - 4 その他、持続可能な発展のために必要な事項

④中央行政機関の長は、第1項の規定による持続可能発展基本計画に調和した所管分野の中央持続可能発展基本計画を中央推進計画に含めて策定し、施行しなければならない。

⑤市及び道知事は、第1項の規定による持続可能発展基本計画と調和し、当該地方自治体の地域的特性及び条件を考慮した地方持続可能発展基本計画を地方推進計画に含めて策定し、施行しなければならない。

第51条(グリーン国土の管理)

- ①政府は、健康で快適な環境と美しい景観が経済発展及び社会開発と調和した国土(以下「グリーン国土」という。)を建設するために、国土総合計画及び都市基本計画等の大統領令に定める計画を第49条の規定によるグリーン生活及び持続可能な発展の基本原則により策定し、施行しなければならない。
- ②政府は、グリーン国土を建設するために、次の各号の事項を含む施策を整備しなければならない。
- 1 エネルギー資源自立型炭素中立都市建設
 - 2 山林及び緑地の拡充及び広域生態系の保全
 - 3 海洋の環境と調和した開発、利用及び保存
 - 4 低炭素港湾の建設及び既存港湾の低炭素港湾への転換
 - 5 環境と調和した交通システムの拡充
 - 6 自然災害による国土被害の軽減
 - 7 その他、グリーン国土建設に関する事項
- ③政府は、「国土基本法」による国土総合計画、「国家均衡発展特別法」による地域発展計画等、大統領令に定める計画を策定するときは、予め委員会の意見を聞かなければならない。

第52条(気候変動対応のための水管理)

政府は、気候変動による干ばつ等の自然災害、

水不足、水質悪化及び水生生態系の変化に効果的に対応し、あらゆる国民が水の恩恵を等しく享受できるようにするために、次の各号の事項を含む施策を策定し施行しなければならない。

- 1 クリーンで安全な飲料水の供給と干ばつ等に備えた安定した水資源の確保
- 2 水生生態系の保全、管理及び水質改善
- 3 節水等の需要管理、雨水利用、下水再利用等の循環システムの整備及び水害の予防
- 4 自然親和的な河川の保全及び復元
- 5 水質汚染予防及び処理のための技術開発及び関連サービス提供等

第53条(低炭素交通システムの構築)

- ①政府は、交通部門の温室効果ガス削減のための環境を作り、温室効果ガス排出及びエネルギーの効率的な管理のために、大統領令に定めるところにより温室効果ガス削減目標等を設定し、管理しなければならない。
- ②政府は、エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を最小化する低炭素交通システムを構築するために、公共交通分担率、鉄道輸送分担率等に対する中長期及び段階別目標を設定し、管理しなければならない。
- ③政府は、鉄道が国の基幹交通網の根幹になるように鉄道に対する投資を持続的に拡大し、バス、地下鉄、軽量鉄道等の公共交通手段を拡大し、自転車等の利用及び沿岸海運を活性化しなければならない。
- ④政府は、温室効果ガス及び大気汚染を最小化し、交通渋滞による社会的費用を画期的に減らし、大都市及び首都圏等での交通渋滞を根本的に解決するために、次の各号の事項を含む交通需要管理対策を整備しなければならない。
 - 1 混雑通行料及び交通誘発負担金制度の改善
 - 2 バス及び低公害車両の専用車路並びに乗

用車進入制限地域の拡大

- 3 通行量を効率的に分散させることができるインテリジェント交通情報システムの拡大及び構築

第54条(グリーン建築物の拡大)

- ①政府は、エネルギー利用効率及び新・再生可能エネルギーの使用比率が高く、温室効果ガス排出を最小化する建築物(以下「グリーン建築物」という。)を拡大するために、グリーン建築物等級制等の政策を策定し施行しなければならない。
- ②政府は、建築物で使用されるエネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を減らすために、大統領令に定める基準以上の建物に対する中長期及び期間別目標を設定し管理しなければならない。
- ③政府は、建築物の設計、建設、維持管理及び解体等のすべての過程においてエネルギー資源の消費を最小化し、温室効果ガス排出を減らすために、設計基準及び許可審査を強化する等、設計、建設、維持管理及び解体等の段階別対策及び基準を整備し施行しなければならない。
- ④政府は、既存建築物がグリーン建築物に転換されるようにエネルギー診断及び「エネルギー利用合理化法」第25条の規定によるエネルギー節約事業とこれを通じた温室効果ガス排出を減らす事業を持続的に推進しなければならない。
- ⑤政府は、新築又は改築される建築物に対しては、電力消費量等エネルギー消費量を調節及び節約できるスマートメーターを設置し管理するようにすることができる。
- ⑥政府は、中央行政機関、地方自治体並びに大統領令に定める公共機関及び教育機関等の建築物がグリーン建築物の先導的役割を遂行するように、第1項から第5項までの規定によ

る施策を適用し、その履行事項を点検し管理しなければならない。

⑦政府は、大統領令に定める一定規模以上の新都市の開発又は都市再開発を行う場合は、グリーン建築物を拡大し普及するように努力しなければならない。

⑧政府は、グリーン建築物の拡大のために必要な場合は、大統領令に定めるところにより資金の支援、租税の減免等の支援をすることができる。

第55条(環境と調和した農林水産業の促進及び炭素吸収源拡充)

①政府は、エネルギー節減及びバイオエネルギー生産のための農業技術を開発し、気候変動に対応する環境保全型の農産物生産技術を開発し、化学肥料及び資材並びに農薬使用を最大限に抑制して、環境を保全する、又は有機農法による農水産物及び木製品の生産、流通及び消費を拡大しなければならない。

②政府は、農地の保全及び造成並びに海の森(大気の温室効果ガスを吸収するために海中で栽培するテングサ等の海草類をいう。)の造成等を通じて、炭素吸収源を拡充しなければならない。

③政府は、山林の保全及び造成を通じて炭素吸収源を大幅拡充し、山林バイオマス活用を促進しなければならない。

④政府は、気候変動に積極的に対応できる新品種改良等を通じて食料自給率を高めることができる施策を策定し、施行しなければならない。

第56条(エコツーリズムの促進等)

政府は、動植物の棲息地、生態的に優秀な自然環境資産、地域の特色ある文化資産等を、調和をもって保存、復元及び利用し、これを観光資源化して地域経済を活性化することによって

エコツーリズムを促進し、すべての国民がエコ体験教育の場として活用することができるようにしなければならない。

第57条(グリーン成長のための生産消費文化の拡大)

①政府は、物品の生産、消費、運搬及び廃棄(以下「生産等」という。)のすべての過程において、エネルギー及び資源を節約し、効率的に利用して温室効果ガス及び汚染物質の発生を減らすことができるように、関連施策を策定し施行しなければならない。

②政府は、物品及びサービスの価格にエネルギー消費量及び炭素排出量等が合理的に連動され反映され、その情報が消費者に正確に公開され伝達されるようにしなければならない。

③政府は、物品の生産等のすべての過程において、エネルギー及び資源の使用量、温室効果ガス及び汚染物質の排出量等を分析し評価して、その結果に関する情報を蓄積し利用することができる情報管理システムを構築し運営することができる。

④政府は、グリーン製品の使用及び消費の促進及び拡大のために、物品の生産者及び販売者等をしてその物品の生産等の過程において発生する温室効果ガス及び汚染物質の量についての情報又は等級を消費者が簡単に認識できるように表示し公開させる等の施策を策定し施行することができる。

第58条(グリーン生活運動の促進)

①政府は、国民及び諸企業がグリーン生活に親しむことができるよう施策を整備し、地方自治体、企業並びに民間団体及び機構等と協力体制を構築し教育広報を強化する等全国民的グリーン生活運動を積極的に展開しなければならない。

- ②政府は、グリーン生活運動が民間主導型の自発的実践運動として展開することができるように、関連民間団体及び機構等に対し、必要な行財政的支援等を行うことができる。

第59条（グリーン生活実践の教育及び広報）

- ①政府は、低炭素グリーン成長のための教育広報を拡大することにより、産業体と国民等が低炭素グリーン成長のための政策及び活動に自発的に参加し、日常生活においてグリーン生活文化を実践することができるようにしなければならない。
- ②政府は、グリーン生活の実践が幼児期から自然に身に付くよう教科書を含む教材開発及び教員研修等の低炭素グリーン成長に関する学校教育を強化し、一般教養教育、職業教育、基礎生涯教育過程等と統合し連携した教育を強化しなければならない。
- ③政府は、グリーン生活文化の定着及び拡大を促進するために、新聞、放送及びインターネットポータル等の大衆媒体を通じた教育広報活動を強化しなければならない。
- ④公営放送は、地球温暖化による気候変動及びエネルギー関連番組を制作放映し、公益広告を活性化するように積極的に努力しなければならない。

第7章 補則

第60条（資料提出等の要求）

- ①委員会は、職務遂行上必要と認定される場合は、関係中央行政機関、地方自治体及び公共機関の長に、低炭素グリーン成長に関する情報又は資料の提出を要求することができる。
- ②第1項の規定による要求を受けた関係機関の長は、国防上又は国家安全保障上の機密を要する事項等の正当な事由がなければ、これに応じなければならない。

第61条（国際協力の増進）

- ①政府は、外国及び国際機関等と低炭素グリーン成長に関する情報交換、技術協力及び標準化並びに共同調査及び研究等の活動に参加し、国際協力及び国外進出の増進を企図するための各種の施策を整備するものとする。
- ②国は、開発途上国が気候変動に効果的に対応し持続可能な発展を促進することができるように財政支援を行う等、国際社会の期待に合った国家的責務を誠実に履行し、国の外交的地位を高められるように努力しなければならない。
- ③政府は、国際機関及び関連機関において発表する社会的な信用のある気候変動対応評価における国家別指数においてわが国の地位及び評価が上がるよう気候変動対応を積極的に推進し、国際協力を強化して、関連情報を十分に提供する等あらゆる努力を傾けなければならない。

第62条（国会報告）

- ①政府は、第9条第1項の規定によるグリーン成長国家戦略を策定したときは、遅滞なく国会に報告しなければならない。
- ②中央行政機関の長は、中央推進計画を策定したときは、遅滞なく所管常任委員会（又は関連特別委員会）に報告しなければならない。その実施結果を翌年2月末日までに所管常任委員会（又は関連特別委員会）に報告しなければならない。

第63条（国家報告書の作成）

- ①政府は、「気候変動に関する国際連合枠組条約」で定めるところにより国家報告書を作成することができる。
- ②政府は、第1項の規定による国家報告書を作成するために必要な場合は、関係中央行政機関の長に資料の提出を要請することができる。

る。この場合、関係中央行政機関の長は、特別な事由がなければ要請に従わなければならない。

- ③政府は、第1項の規定による国家報告書を「気候変動に関する国際連合枠組条約」の締約国会議に提出するときは、委員会の審議を経なければならない。

第64条(過料)

- ①次の各号の者には、1千万ウォン以下の過料を科する。
- 1 第42条第6項、第9項又は第44条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
 - 2 第42条第8項の規定による改善命令を履行しない者
 - 3 第42条第9項の規定による公開をしない者
 - 4 第44条第2項の規定による是正又は補完命令を履行しない者
- ②第1項の規定による過料は、大統領令に定めるところにより関係行政機関の長が科し徴収する。

附則<第12345号 2010年1月13日>

第1条(施行日)

この法律は、公布後3月が経過した日から施行する。ただし、付則第4条第12項及び第13項の規定による環境経営体制認証のグリーン経営体制認証への変更は、公布後1年6月が経過した日から施行する。

第2条(明細書作成に関する特例)

管理業者は、第44条の規定にかかわらず、この法律の施行初年度には過去3年間の温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量に対し明細書を作成して報告しなければならない。

第3条(グリーン成長国家戦略に関する経過措置)

この法律施行当時、従来の大統領訓令第239号により設置されたグリーン成長委員会が策定し閣僚会議の審議を経て施行中であるグリーン成長国家戦略は、第9条の規定によるグリーン成長国家戦略とみなす。

第4条(他の法律の改正)

- ①大気環境保全法の一部を、以下のとおり改正する。
- 第12条を削除する。
- 第81条第1項第2号を削除する。
- ②大企業及び中小企業の共生及び協力の促進に関する法律^(注2)の一部を、以下のとおり改正する。
- 第12条の題名及び同条第1項における「環境経営」を各々「グリーン経営」とする。
- ③産業技術革新促進法の一部を、以下のとおり改正する。
- 第2条第1号における「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。
- ④産業発展法の一部を、以下のとおり改正する。
- 第4条第2項第4号における「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。
- ⑤首都圏大気環境改善に関する特別法の一部を、以下のとおり改正する。
- 第10条第2号を以下のとおりとする。
- 2「低炭素グリーン成長基本法」第41条の規定によるエネルギー基本計画
- ⑥新エネルギー及び再生可能エネルギーの開発、利用及び普及促進法の一部を、以下のとおり改正する。
- 第5条第2項第3号の2における「『エネルギー基本法』第2条第10号の規定による」を、「『エネルギー法』第2条第10号の規定による」とする。
- 第32条第2項における「『エネルギー基本法』第13条の規定による」を、「『エネルギー法』第

13条の規定による」とする。

- ⑦エネルギー基本法の一部を、以下のとおり改正する。

法律の名称「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。

第3条を削除する。

第5条本文において「基本原則」を『低炭素グリーン成長基本法』第39条の規定による基本原則」とする。

第6条を削除する。

第7条第1項において「基本計画」を『低炭素グリーン成長基本法』第41条の規定によるエネルギー基本計画(以下「基本計画」という。))とする。

第8条第2項において「第9条の規定による国家エネルギー委員会」を「第9条の規定によるエネルギー委員会」とする。

第9条の題名「(国家エネルギー委員会の構成及び運営)」を「(エネルギー委員会の構成及び運営)」とする。

第9条第1項において「国家エネルギー委員会」を「エネルギー委員会」とし、同条第2項において「委員長及び副委員長各1名を含む25名」を「委員長1名を含む25名」とし、同条第3項を以下のとおりとする。

「③委員長には、知識経済部長官を充てる。」

第9条第4項において「中央行政機関の長」を「中央行政機関の高位公務員団に属する高位公務員」とし、同条第5項前段において「大統領」を「知識経済部長官」とし、同条第8項を以下のとおりとし、同条第9項において「知識経済部長官」を「知識経済部次官」とする。

「⑧委員長がやむを得ない事由により職務を遂行できないときは、委員長が予め指名した委員がその職務を代行する。」

第10条第1号を以下のとおりとする。

1「低炭素グリーン成長基本法」第41条第2項の規定によるエネルギー基本計画策定及び変

更の事前審議に関する事項第19条第1項において「第6条の規定による国家エネルギー基本計画」を「基本計画」とし、同条第3項を削除する。

- ⑧エネルギー利用合理化法の一部を、以下のとおり改正する。

第2条において「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。

- ⑨電気及び電子製品並びに自動車の資源循環に関する法律の一部を、以下のとおり改正する。第2条第7号において「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。

- ⑩持続可能発展基本法の一部を以下のとおり改正する。

法律の名称「持続可能発展基本法」を「持続可能発展法」とする。

第3条から第6条までを削除する。

第7条を以下のとおりとする。

第7条(国家及び地方履行計画の協議及び調整)

中央行政機関の長又は特別市長、広域市長、道知事及び特別自治道知事(以下「市及び道知事」という。)は、他の中央行政機関又は特別市、広域市、道若しくは特別自治道(以下「市及び道」という。)の「低炭素グリーン成長基本法」第50条第4項の規定による中央持続可能発展基本計画(以下「国家履行計画」という。)又は同条第5項の規定による地方持続可能発展基本計画(以下「地方履行計画」という。)が、その中央行政機関又は市及び道の履行計画の施行に支障を招き、又は招く恐れがあると認めるときは、大統領令に定めるところにより、相互に協議し、調整しなければならない。この場合、中央行政機関の長又は市及び道知事は、その協議及び調整事項に関して第15条の規定による持続可能発展委員会(以下「委員会」という。)又は「低炭素グリーン成

長基本法」第20条の規定による当該地方グリーン成長委員会の意見を聞くことができる。

第8条を削除する。

第9条第1項において「国家委員会」を「委員会」とし、同条第2項において「国家委員会から」を「委員会から」とし、同条第3項及び第4項を削除する。

第10条を以下のとおりとする。

第10条(他の法令による計画との連携)

国及び地方自治体は、他の法令により策定する行政計画及び政策が「低炭素グリーン成長基本法」第49条の規定による基本原則及び同法第50条の規定による持続可能発展基本計画と調和するよう努力しなければならない。

第11条第1項、第2項及び第5項から第8項までの規定において「国家委員会」を「委員会」とする。

第11条第3項及び第5項から第8項までの規定において「地方委員会」を「地方グリーン成長委員会」とする。

第11条第2項において「国家基本戦略」を「持続可能発展基本計画」とし、同条第3項において「地方基本戦略」を「地方履行計画」とする。

第12条を削除する。

第13条及び第14条を以下のとおりとする。

第13条(持続可能発展指標及び持続可能性の評価)

①国は、持続可能発展指標を作成し普及しなければならない。

②第15条の規定による持続可能発展委員会は、国の持続可能性を、第1項の規定による持続可能発展指標により2年毎に評価しなければならない。

③第1項及び第2項の規定による持続可能発展指標の作成、普及及び持続可能性評

価に必要な事項は、大統領令で定める。

第14条(持続可能性報告書)

①第15条の規定による持続可能発展委員会は、第13条第2項の規定による持続可能性評価結果を総合する持続可能性報告書を2年毎に作成し、大統領に報告した後、公表しなければならない。

②政府は、第1項の規定により作成した持続可能性報告書を国会に報告しなければならない。

③第1項の規定による持続可能性報告書の作成等に必要事項は、大統領令で定める。

第4章の題名「国家及び地方持続可能発展委員会」を「持続可能発展委員会」とする。

第15条及び第16条を、以下のとおりとする。

第15条(持続可能発展委員会の設置)

国の持続可能発展を効率的に推進するために、環境部長官の下に持続可能発展委員会を置く。

第16条(委員会の機能)

委員会は、次の各号の事項を審議する。

- 1 「低炭素グリーン成長基本法」第50条第2項の規定による持続可能発展基本計画の策定及び変更の事前審議に関する事項
- 2 第7条の規定による履行計画の協議及び調整に関する事項
- 3 第9条第1項の規定による国家履行計画の推進状況の点検に関する事項
- 4 第11条の規定による法令及び行政計画に対する検討及び通知等に関する事項
- 5 第13条の規定による持続可能発展指標の作成及び持続可能性評価に関する事項
- 6 第14条第1項の規定による持続可能性報告書の作成及び公表に関する事項
- 7 第20条の規定による持続可能発展知

識及び情報の普及等に関する事項

8 第21条の規定による教育及び広報等に関する事項

9 第22条の規定による国内外協力等に関する事項

10 その他、持続可能発展のために考慮しなければならない主要政策及びこれに関連する社会的葛藤の解決に関し、環境部長官に対する諮問が必要な事項

第17条の題名「(国家委員会の構成等)」を「(委員会の構成等)」とする。

第17条第1項において「国家委員会」を「委員会」とし、同条第2項において「中央行政機関の長並びに市及び道の地方委員会委員長」を「中央行政機関の高位公務員団に属する高位公務員」とし、同条第3項において「大統領」を「環境部長官」とし、同条第5項及び第6項において「国家委員会」を「委員会」とする。

第18条を以下のとおりとする。

第18条(政策に関する意見の提示)

①委員会は、持続可能発展のために必要と認定されれば、関係中央行政機関又は地方自治体の政策に関して意見を提示することができる。

②第1項により意見を提示された関係中央行政機関又は関係地方自治体の長は、その意見を尊重し、これを関係法令の制定若しくは改正又は行政計画の策定及び変更に反映するために努力しなければならない。

第19条第1項及び第2項において「国家委員会」を「委員会」とする。

第20条第2項、同条第3項前段及び同条第4項において「国家委員会」を「委員会」とする。

第21条において「基本戦略の策定、履行、評価及びその他の持続可能発展を」を「持続可能発展を」とする。

第22条第1項を以下のとおりとする。

①国及び地方自治体は、持続可能発展のために緊密に相互協力しなければならない。

⑩廃棄物管理法の一部を、以下のとおり改正する。

第2条第7号において「エネルギー基本法」を「エネルギー法」とする。

⑪環境技術開発及び支援に関する法律の一部を、以下のとおり改正する。

第1条において「環境保全」を「環境保全、グリーン成長促進」とする。

第5条の2第1項において「環境配慮型商品の購入促進に関する法律第2条第1号の規定による」を「低炭素グリーン成長基本法第2条第5号の規定による」とする。

第5条の2第1項において「環境配慮型商品」を各々「グリーン製品」とし、同条第4項第3号において「環境技術及び経営」を「環境技術及びグリーン経営」とし、同項第7号において「環境産業、技術及び経営」を「環境産業及び技術並びにグリーン経営」とする。

第5条の2第4項第8号及び第9号において「環境配慮型商品」を各々「グリーン製品」とし、同項第10号において「環境産業、技術及び経営並びに環境配慮型商品」を「環境産業及び技術、グリーン経営並びにグリーン製品」とし、同項第11号において「環境経営」を「グリーン経営」とし、「環境配慮型商品購買促進と」を「グリーン製品購買促進と」とする。

第16条の2の題名、同条第1項から第5項まで、第16条の3の題名、同条各号以外の部分及び同条第3号において「環境親和企業」を「グリーン企業」とする。

第16条の2第1項前段において「環境経営体制」を「グリーン経営体制」とする。

第16条の2第1項後段において「環境経営体制認証」を「グリーン経営体制認証」という。

⑫環境と調和した産業構造への転換促進に関する

る法律の一部を、以下のとおり改正する。

第2条第5号を、以下のとおりとする。

5 「グリーン経営」とは、「低炭素グリーン成長基本法」第2条第7号の規定によるグリーン経営をいう。

第2条第7号において「環境経営体制」を「グリーン経営体制」、「環境経営を」を「グリーン経営を」とし、同条第8号において「環境経営体制認証」を「グリーン経営体制認証」とし、「環境経営体制が」を「グリーン経営体制が」とする。

第6条の2の題名「(環境経営コンサルティング事業の育成等)」を「(グリーン経営コンサルティング事業の育成等)」とする。

第6条の2第1項各号以外の部分において「環境経営を」を「グリーン経営を」とし、「環境経営コンサルティング事業」を「グリーン経営コンサルティング事業」とし、同項第3号及び同条第2項後段において「環境経営コンサルティング事業」を「グリーン経営コンサルティング事業」とする。

第7条第2項第4号において「環境経営体制構築」を「グリーン経営体制構築」とする。

第12条第1項第3号において「環境と調和した産業構造への転換推進本部」を「グリーン経営推進本部」とし、同項第4号において「環境経営促進」を「グリーン経営促進」とする。

第13条の題名「(環境と調和した産業構造への転換推進本部)」を「(グリーン経営推進本部)」とする。

第13条第1項において「環境と調和した産業構造への転換推進本部」を「グリーン経営推進本部」とし、同条第2項第5号において「環境経営活動」を「グリーン経営活動」とする。

第3章の題名において「環境経営」を「グリーン経営」とする。

第15条の題名「(環境経営促進施策の整備等)」を「(グリーン経営促進施策の整備等)」

とする。

第16条の題名「(環境経営体制の認証等)」を「(グリーン経営体制の認証等)」とする。

第16条の2の題名「(環境経営体制認証の信頼性向上等)」を「(グリーン経営体制認証の信頼性向上等)」とする。

第18条の題名「(環境経営に関する教育及び広報等)」を「(グリーン経営に関する教育及び広報等)」とする。

第19条の題名「(環境経営に関する診断及び指導)」を「(グリーン経営に関する診断及び指導)」とする。

第2条第1号、第4条第2項第4号、第6条第1項第4号、同条第3項各号以外の部分並びに第15条第1項及び第2項において「環境配慮型商品」を各々「グリーン製品」とする。

第2条第9号並びに第16条第1項各号以外の部分、同項第1号から第3号まで、同条第2項、同条第3項前段及び同条第7項において「環境経営体制」を「グリーン経営体制」とする。

第3条第2項第5号、第7条第1項、第15条第1項、第16条の2第1項各号以外の部分、第17条第1項第2号、第18条第1項及び第2項、第19条並びに第28条第2項において「環境経営」を「グリーン経営」とする。

第16条の2第1項各号以外の部分、同条第1号及び第3号、第16条の3前段並びに第27条第2項において「環境経営体制認証」を各々「グリーン経営体制認証」とする。

⑭環境配慮型商品の購入促進に関する法律の一部を、以下のとおり改正する。

第2条第1号を以下のとおりとする。

1 「環境配慮型商品」とは、「低炭素グリーン成長基本法」第2条第5号の規定によるグリーン製品であり、以下のいずれかに該当するものをいう。

イ 「環境技術開発及び支援に関する法律」第17条第1項の規定による環境表示の認

証のための対象品目として認証を受けた商品又は同条第3項により環境部長官が定め告示する対象品目別の認証基準に適合した商品

ロ 「資源の節約及びリサイクル促進に関する法律」第33条及び「産業技術革新促進法」第15条の規定により知識経済部長官が定め告示するリサイクル製品の品質認証対象品目として認証を受けた商品又は認証基準に適合した商品

ハ その他にグリーン製品として環境部長官が知識経済部長官と協議して告示する対象品目別の判断基準に適合した商品

注

(1) 高位公務員団とは2006年より導入された幹部職員任用のための人材をプールする制度で、この中から局長級以上約1,300人を選抜する。高位公務員団に入るためには、民間人は「力量テスト」(面接、プレゼンテーション、テスト等)に合格していることが必要であり、公務員は高位公務員団候補者研修を受けた上で「力量テスト」に合格していることが必要となる。

(2) 大企業及び中小企業の共生及び協力の促進に関する法律とは、大企業と中小企業間の協力関係を強化することで競争力を高め、両者の間の格差を解消し共に成長を促進することを目的とするものである。

(しらい きょう・海外立法情報課)